

令和7年度

未就学児の育児を行う保育士を支援する貸付制度

未就学児保育料一部貸付

—募集要項—

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

「未就学児保育料一部貸付制度」とは

未就学児を子育て中の保育士を支援する制度です。

産休・育休から復職した保育士、または新たに保育所等に勤務した保育士のお子さんの保育料の半額を最長1年間貸付けます。保育士等として2年間業務に従事すると、貸付金は全額返還が免除されます。

【目次】

未就学児保育料一部貸付申請者募集要項・・・・・・・・・・ 1

提出方法・申請書等提出先・お問い合わせ先・・・・・・・・ 12

【未就学児保育料一部貸付申請者募集要項】

1 貸付対象者

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに、茨城県内の保育所等（【別表1】【保育所・幼稚園等一覧】参照。以下「保育所等」という。）に保育士または保育教諭（以下「保育士等」という。）として、新たに勤務した又は保育所等に雇用されている保育士等であって、産休・育休から復帰した、未就学児を【別表2】未就学児の預け先に預けて保育士等として勤務する、以下の要件を全て満たしている方が対象です。

- (1) 貸付の申請時において※子どもの保育所等の入所が決定している方
※【別表2】未就学児の預け先】参照
- (2) 保育士等又は保育士等以外の業務に従事した保育所等を退職後、1か月以上経過している方、あるいは保育所等に勤務経験がない、又は産休・育休から復帰する方
- (3) 保育士等として週20時間以上勤務する方
- (4) 就職（復帰）後2年間引続き県内の保育所等で保育士等の業務に従事する意志がある方
- (5) 他の都道府県で保育料一部貸付を受けていない方
- (6) これまでに茨城県の保育料一部貸付を受けていない、又は貸付を受けたが、返還債務の免除済みか返還済みの方

【対象とならない方の事例】

- ・勤務先を変更（転職）したが、実態として雇用が月単位で継続されている方
- ・保育士等又は保育士等以外の業務に従事した保育所等を退職し1か月以上経過しないうちに保育士等として勤務する方
【保育士以外の業務例】調理師、看護師、事務員、子育て支援員、保育補助者 幼稚園教諭 など
- ・契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続されている方
- ・雇用形態を変更したが、実態として雇用が継続されている方

〔別表1〕【保育所・幼稚園等一覧】※返還猶予・返還免除を受けることができる従事先施設

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
	第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

〔別表2〕【未就学児の預け先】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
	第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

2 申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)の間中は随時受け付けますので就職・復帰月毎の申請期限までに、申請書類等を揃え社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）まで提出（必着）して下さい。

〔別表3〕〈令和7年度申請期限〉

就職・復帰月	申請期限 【必着】	就職・復帰月	申請期限 【必着】
令和7年1月	令和7年5月30日(金)	令和7年7月	令和7年9月30日(火)
令和7年2月		令和7年8月	令和7年10月31日(金)
令和7年3月		令和7年9月	令和7年11月28日(金)
令和7年4月	令和7年6月30日(月)	令和7年10月	令和7年12月26日(金)
令和7年5月	令和7年7月31日(木)	令和7年11月	令和8年1月30日(金)
令和7年6月	令和7年8月29日(金)	令和7年12月	

※申請書類等は、折り曲げずに「レターパック」、「簡易書留」等で、各申請期限（必着）厳守のうえ郵送してください。

※月末が土曜・日曜・祝祭日の場合はその前の平日が申請期限となります。

※申請書類等の到着後、内容確認のため申請者ご本人に連絡する場合があります。当会電話番号029-350-8366（直通）からおかけしますので、携帯電話に登録をお願いします。また勤務先の園を通して連絡する場合がありますので、ご了承ください。

※申請内容の審査には1か月程度かかります。審査結果は「簡易書留」、「レターパック」等でお知らせします。

※不備や不足等により、上記期限内に連帯保証人の書類を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込みを受理できませんので予めご了承ください。また、予算上限に達した場合は受付を終了させていただく場合があります。

3 貸付期間・貸付金額

就職又は復帰した月から最長 12 か月分（12 か月に満たない場合もあります）

1 か月あたりの未就学児の保育料の半額または 27,000 円のいずれか低い額

※貸付利子は無利子です。

※保育料とは、市町村長が発行する保育給付認定に係る利用者負担額等決定通知書（以下「決定通知書」という。）等で確認できる負担額のみです。必ず、決定通知書の写しを貸付期間中（原則年 2 回）ご提出いただきます。また、市町村等から助成金を受けている（後日、助成金を受ける）ときは、それらを除いた負担額の半額が貸付金額です。

※貸付申請時には後期分の負担額が未確定である場合や、後日市町村等の助成金を受けることになり負担額が貸付金交付後に変更となる場合があります。

決定通知書（あるいは、利用者負担額軽減助成金決定通知書）等は、負担額変更の有無にかかわらず、必ず保管しておいてください。

※実際の負担額の半額と貸付金に差額が発生した場合は、追加交付や返金請求いたします。返金していただく場合は、指定する口座に振込みしていただきます。振込手数料は本人負担となります。（口座振替ではありませんのでご注意ください。）

【貸付金額の例】

- ① 未就学児が 2 名いて、1 か月あたりの保育料が 1 人目 18,000 円、2 人目 42,000 円の場合
 - ・ 1 か月あたり保育料 18,000 円+42,000 円=60,000 円
 - ・ 貸付金額 保育料の半額 60,000 円×1/2=30,000 円 (>27,000 円)
→上限 27,000 円×12 か月=324,000 円
- ② 未就学児が 3 名いて、1 か月あたりの保育料が 1 人目 5,500 円、2 人目 12,000 円、3 人目無料（0 円）の場合
 - ・ 1 か月あたり保育料 5,500 円+12,000 円+0 円=17,500 円
 - ・ 貸付金額 保育料の半額は 27,000 円以内なので、17,500 円×1/2×12 か月=105,000 円

4 連帯保証人

申請時に、連帯保証人を 1 名立てていただきます。

日本国籍の方、永住者又は特別永住者の方で、独立の生計を営む成年等です。

5 申請方法

下表の1から7の書類を揃えて、県社協へ提出してください。

＜申請に必要な書類一覧＞

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	未就学児保育料 貸付申請書 ※A 4 両面	第2号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者記入欄・連帯保証人予定欄は申請者本人の自筆により楷書で記入してください。 ・<u>顔写真縦4cm×横3cm（脱帽、背景なしで6ヶ月以内に撮影したもの）を貼付してください。</u> ※連帯保証人が1名必要です。日本国籍の方、永住者又は特別永住者の方で、独立した生計を営む成人です。市町村県民税（住民税）が非課税の方は連帯保証人にはなれません。
2	世帯全員の住民票	市町村長発行のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請者の世帯全員の住民票の原本</u>（3か月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※<u>マイナンバー及び本籍地の記載は不要</u>です。
3	雇用証明書	第5号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の保育所等で証明してもらってください。
4	保育士証の写し	—	<ul style="list-style-type: none"> ・旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。 ただし、間に合わない場合は、保育士証書換え交付申請書の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出してください。
5	未就学児の保育料を 確認できる書類	原則、市町村長発行のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長発行の利用者負担額決定通知書の写し
6	連帯保証人の ・市町村県民税課税証明書 ・所得証明書	市町村長発行のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・原本を提出（発行から3か月以内） 市町村県民税課税証明書に所得金額の記載がある場合、所得証明書は不要
7	個人情報の取扱同意書	別記様式	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人と連帯保証人の自筆により楷書で記入。それぞれ別の認印を押してください。

※記入に、消えるタイプのボールペンや修正テープは使用しないでください。

※修正する場合は、二重線を引いた上に同じ印を押して空いているところに、正しく記入してください。

※認印は、朱肉をその都度つけるタイプの印鑑をお願いします。（シャチハタ印は使用しないでください）

6 貸付決定及び貸付契約

審査のうえ貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。(申請いただいても貸付できない場合があります。) 貸付決定後は、貸付契約の手続きが必要です。修学資金等借用証書、振込口座申込書等の必要書類を送付します。あわせて、申請者と連帯保証人の「印鑑登録証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)」各1通が必要です。申請者ご本人が、指定した期間内に必要書類一式をそろえて持参し、来所のうえ提出してください。

7 貸付金の交付

振込口座申込書の金融機関口座へ振込みます。

振込みは原則として年4回 ※ただし初回の振込みはこの限りではありません。

(6月：4～6月分、10月：7～9月分、12月：10～12月分、3月：1～3月分)

⑨貸付期間中に保育料に変更が生じた場合は、貸付金額も変更となります。

※毎月の保育料は、毎年4月と9月の年2回算定されます。貸付中の全員の方から保育料が確認できる書類(決定通知書の写し)を、負担額変更の有無に関わらずご提出いただきます。

※お子さんの預け先園の転園やお引越し等があった際は、その都度、速やかに県社協へご連絡いただき、新たな決定通知書の写しを提出してください。

※負担額の変更に応じて貸付金の見直し、変更契約の手続きを行うこととなります。

※増額変更となった場合は借用証書を併せて送付しますので、後日取り交わしが必要です。

8 貸付契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除します。

- ・ 貸付を受けることを辞退したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 心身の故障のため、就業を継続する見込みがないとき
- ・ 退職したとき
- ・ その他貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

9 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内（最長2年以内）に、月賦、半年賦の均等払、又は一括払の方法により返還していただきます。

- ・ 貸付契約が解除されたとき
- ・ 保育所等で保育士の業務に従事しなかったとき、又は従事する意思がなくなったとき
- ・ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※返還期限内に返還されない場合は、延滞元金に対し年3.0%の延滞利子を徴収します。
※返還金は指定する口座に振込みをしていただきます。振込手数料は本人負担となります。
(口座振替ではありませんのでご注意ください。)

10 返還の猶予

返還免除に至るまでの期間、次の返還猶予の要件に応じた申請書類等を提出（猶予の事由が発生した日から15日以内）することにより返還が猶予されます。

- ア 県内の保育所等で保育等の業務に従事している場合（「返還免除対象業務従事による猶予」）※〔別表1〕参照
- イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により、返還債務の履行ができないと認められる場合（「産休・育休のためによる猶予」等）

※業務開始から1年以内に産休・育休を取得した場合は貸付金の返還となります。
※イの要件に該当する期間は返還債務の免除期間には含まれません。

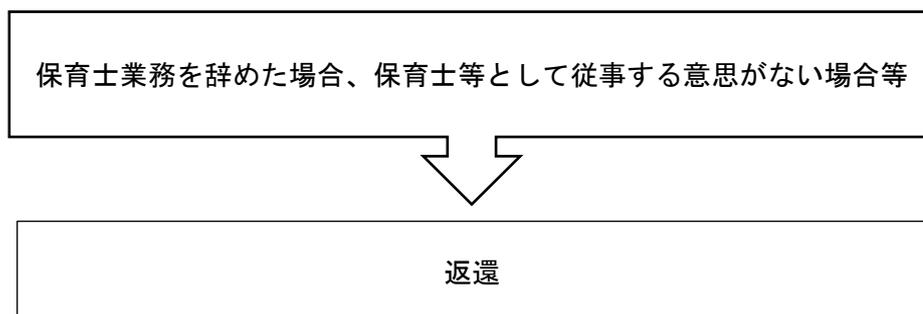
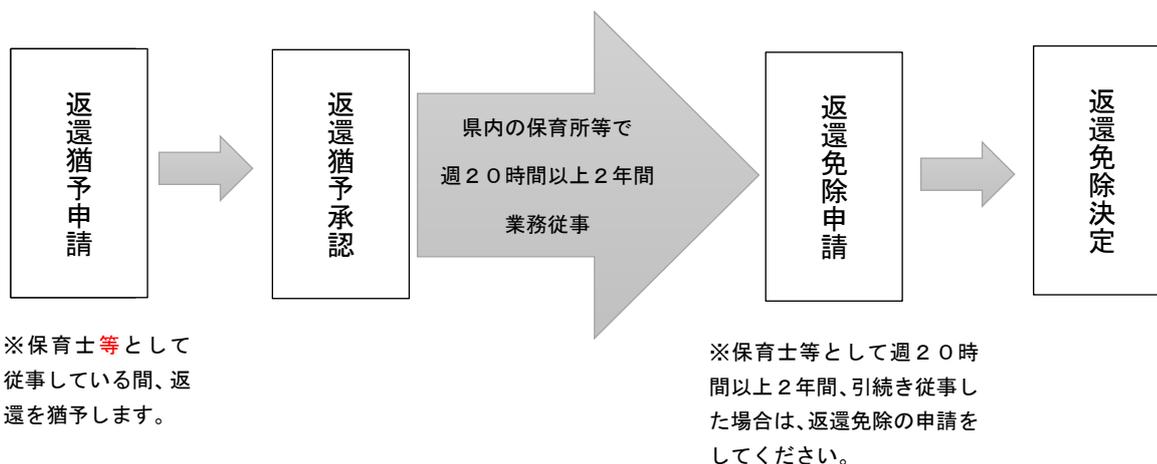
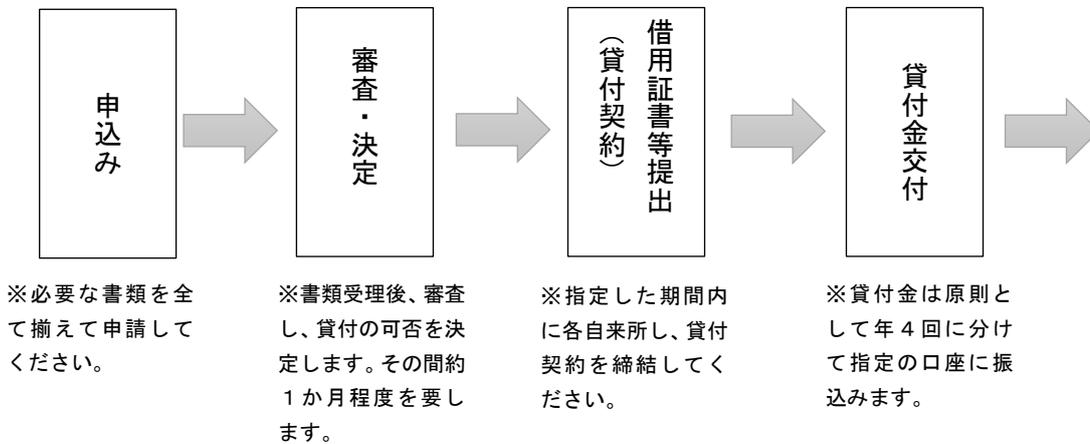
11 返還の免除

県内の、※返還猶予・返還免除を受けることができる従事先施設において保育士等として保育業務に週20時間以上、2年間引き続き従事することにより、返還債務が免除となります。
※〔別表1〕参照

12 その他

申請後、何らかの事情により貸付が不要となった場合は、貸付辞退届を提出してください。

13 申込みからの流れ



※返還猶予とは、貸付金が返還免除に至るまでの間、県内の保育所等で保育士等として従事している間は返還を先延ばしできることです。

※転職・転居等の変更事由が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。

14 Q & A

Q 1 就職内定を得ましたが、まだ勤務はしていません。申込むことはできますか。

A 1 勤務を開始してからのお申込みとなります。

Q 2 正社員として勤務しないと貸付は受けられないですか。

A 2 保育士等として週 20 時間以上従事しているのであれば、正規・非正規などの雇用形態は問いません。

Q 3 「週 20 時間以上」とはどのようなものですか。

A 3 年間の勤務時間が実態として「週 20 時間以上」確保されている状態です。労働契約書上「週 20 時間以上」の雇用になっているか、勤務先に確認してください。休憩時間は勤務時間に含まれません。週 20 時間未満の就労となった場合は貸付金の返還となります。

Q 4 これまでパートとして保育所等で勤務していましたが、来月から正社員としてあらたに契約することになりました。貸付は受けられますか？

A 4 未就学児をもつ保育士等の方で、保育士等として新たに勤務または産休・育休から復帰する方が対象です。パートから正社員になるなど、契約変更等の場合は貸付対象となりません。また、幼稚園教諭として勤務していた方が、職種変更等により保育士等として勤務を始める場合も貸付対象となりません。

Q 5 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。

A 5 転職は可能です。

貸付対象となる別の保育所等に転職し、保育士としての業務に従事する場合、月を単位として継続していることが必要です。月を単位として1か月以上期間が空いてしまいますと「引続き2年間業務従事」という返還免除条件に該当しなくなってしまう、貸付金の全額返還となってしまいますのでご注意ください。

Q 6 保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

A 6 保育士証が旧姓のままではご本人と確認ができません。早急に保育士証の氏名変更手続きをして、現在の氏名の保育士証の写しを提出してください。ただし、変更時間に時間を要するため、申込締切に間に合わない場合は、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出してください。

- Q 7 未就学児保育料一部貸付は、他の貸付制度と併用することはできますか。
- A 7 他の都道府県で同様の貸付を受けた人は、対象となりません。
また、保育料の自己負担分のみ対象となりますので、市町村の保育料助成等を受け、自己負担が無い方は申請できません。(助成制度は市町村によって異なりますので、各市町村にお問合せください。)ただし、県社協が実施する「潜在保育士就職準備金貸付制度」を同時に申請できます。
- Q 8 勤務開始日から1年以内に産休・育休を取得することになりました。どうしたらよいですか。
- A 8 この貸付制度は原則として、就職又は復職後2年間、保育士(保育教諭)として業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付金を申請する前に、ご家族とよく相談してください。万が一、勤務開始日から1年以内に産休・育休を取得することになった場合は、貸付金は全額返還となります。
- Q 9 未就学児保育料の一部は、保育所等で働けばもらえるのですか。
- A 9 この制度は、保育料の半額を貸付けるもので、給付するものではありません。勤務を開始した日から、週20時間以上2年間継続して対象施設で保育士等として勤務する間は、毎年返還猶予の手続きをしていただきます。その後返還免除の申請手続きをして、貸付金の返還が免除されます。
- Q10 未就学児の子どもが2人以上いる場合の申請はどのようにすればよいですか。
- A10 保育士1人に対する保育料の半額(上限27,000円)が貸付となります。よって子どもの人数に制限はありません。
- Q11 第1子、第2子は保育料がかかっているが、第3子は0円でも申請書に記入した方がよいですか。
- A11 未就学児のお子さん全員記入してください。また、0円のお子さんの市町村が発行する保育料決定通知書等も添付してください。(無償化対象のお子さんも含め、全員分の書類が必要となります。)
- Q12 第1子は保育所に預けていて、第2子はまだ小さいので身内や一時預かりを利用し数か月先に入所させようと考えています。どのように申請したらいいですか。
- A12 申請するときに子どもの保育所等利用が決定している必要があります。保育所を利用している第1子の保育料の申請は可能ですが、保育所を利用していない第2子が、数か月先に利用する保育料の申請はできません。

未就学

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

令和7年度未就学児保育料一部貸付申請チェックリスト

業務従事先保育所等の名称

氏名

【記載内容確認チェック】

内容		チェック	備考
1	第2号様式 【申請者記入欄】 【連帯保証人予定欄】	すべて記入した	申請者が すべての記入を 自筆する
2		押印した	
3		未就学児の状況を記載した	
4		申請金額は正しい	
5		家族の状況等を記載した	

注) 自筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

【提出書類チェック】

内容		チェック	備考
1	申請チェックリスト（本紙）	<input type="checkbox"/>	
2	第2号様式（未就学児保育料一部貸付申請書）	<input type="checkbox"/>	A4両面
3	申請者の世帯全員の住民票（世帯主・続柄の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載がないもの）	<input type="checkbox"/>	原本で提出 発行から3か月以内
4	第5号様式（雇用証明書）	<input type="checkbox"/>	保育所等で作成
5	保育士証の写し（現姓名分）	<input type="checkbox"/>	5か6 どちらか
6	保育士証の写し（旧姓名分） 変更手続き用紙両面（裏面領収書あり）の写し	<input type="checkbox"/>	
7	市町村長発行の利用者負担額決定通知書（保育料）等の写し	<input type="checkbox"/>	申請期間中のもの
8	連帯保証人 市町村県民税課税証明書 所得証明書	<input type="checkbox"/> } <input type="checkbox"/> }	原本で提出 発行から3か月以内 市町村県民税課税 証明書に所得金額 の記載がある場合、 所得証明書は不要
9	個人情報の取扱同意書	<input type="checkbox"/>	申請者本人と連帯保 証人の自筆により楷 書で記入し、それぞ 別の認印を押す

【その他】

- ・ 県社協にて申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・ 申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。
- ・ 同時に潜在保育士就職準備金貸付を申請する場合も、それぞれに書類の添付が必要です。

提出方法

申請書類等は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部未就学担当宛（下記住所）へ、「簡易書留」または「レターパック」等で折り曲げずに※必着締切日厳守のうえ郵送して下さい。

※【別表3】参照

申請書等提出先・お問合わせ先

〒310-8586

水戸市千波町1918番地セキショウ・ウェルビーイング福祉会館3階

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部 未就学担当

TEL：029-350-8366（直）／FAX：029-244-4652

（平日 午前9時から12時、午後1時から5時まで）

※土日・祝及び年末年始は休みです。